

ID: 5379

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

処分の概要	法令違反等による解散命令						
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第8項						
法令番号	昭和26年法律第45号						
【基準】 法第56条第8項の規定による。 (監督) 第56条 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。							
備考							
<table border="1"> <tr> <td>設定年月日</td><td>平成 28 年 7 月 1 日</td><td>最終変更年月日</td><td>年 月 日</td></tr> </table>				設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日				